

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 教育庁 学校教育課

法令名	佐賀県立中学校の通学区域に関する規則	法令番号	平成18年佐賀県教育委員会規則第15号					
手続名	入学志願の特例の許可	根拠条項	第3条の2第3項					
審査基準	<p>規則第3条の2第3項に定めるやむを得ない事情のあるときとは、以下のようなときをいう。</p> <p>(1) 保護者の転勤や家の新築等により一家転住し、入学の場合は年度当初から、転入学の場合は転入学の日までに保護者及び志願者が佐賀県内に住所を有することが明らかなき</p> <p>(2) 保護者は佐賀県内に住所を有し、志願者は佐賀県外に住所を有しているが、入学の場合は年度当初から、転入学の場合は転入学の日までに志願者も佐賀県内に住所を有することが明らかなき</p>							
	受付機関	学校教育課	処理機関	学校教育課	交付機関	学校教育課	標準処理期間	20日
							標準経由期間	日